

大阪広域水道企業団公告第16号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、大阪広域水道企業団岬水道事業指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和元年7月1日

大阪広域水道企業団企業長職務代理者
大阪広域水道企業団副企業長 松本 要一

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日
岬 第133号	株式会社丸三水道工業所 上田 初美	泉大津市板原町五丁目9番7号	令和元年7月1日